

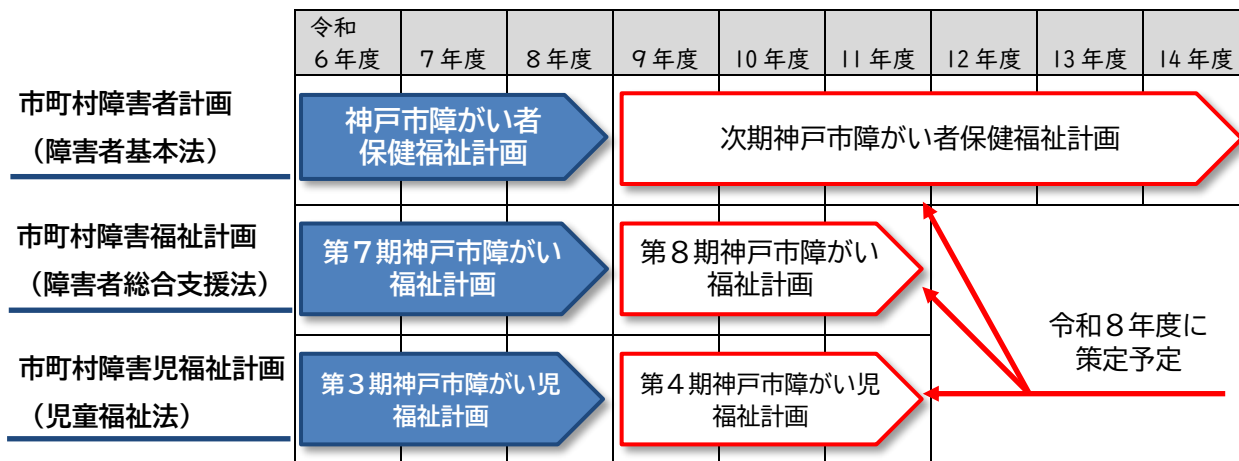
次期神戸市障がい者プランの策定

1. 神戸市障がい者プランについて

神戸市障がい者プランは、以下の３つの法定計画で構成されている。

計画名	根拠法	計画期間	計画の概要
神戸市障がい者保健福祉計画	障害者基本法	6年	本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示すもの
神戸市障がい福祉計画	障害者総合支援法	3年	障害福祉サービスや、相談支援など、具体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示すもの。
神戸市障がい児福祉計画	児童福祉法	3年	

<計画期間のイメージ>



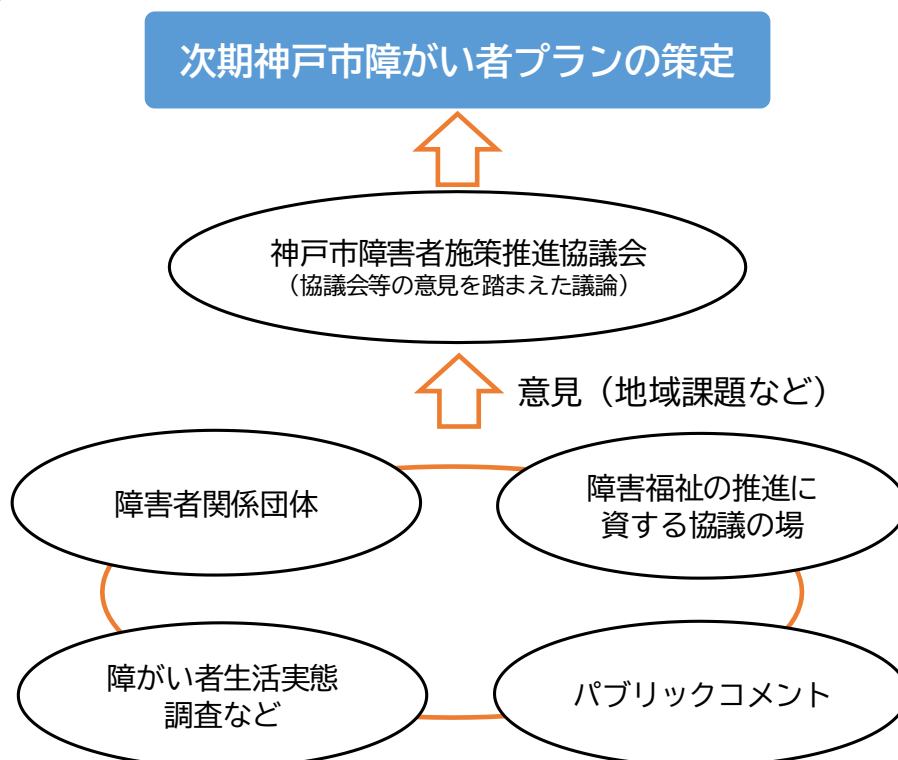
- ・ 現行の神戸市障がい者プランの計画期間は令和8年度まで。
- ・ 今年度中に、次期神戸市障がい者プランの策定を予定している。

2. 次期神戸市障がい者プラン策定の流れ

本計画策定に向けた審議は、障害福祉に造詣の深い学識経験者や障害者当事者団体、障害者を支援する団体などの委員で構成する「神戸市障害者施策推進協議会」で行う。

また、地域の実情を把握するため、障害者関係団体との意見交換を行うとともに、神戸市療育ネットワーク会議や神戸市自立支援協議会、発達障害児（者）支援地域協議会など、障害福祉の推進に資する協議の場から意見聴取を行う。

<イメージ図>



3. スケジュール（案）

令和8年

7月30日 第1回障害者施策推進協議会

9月下旬頃 第2回障害者施策推進協議会（協議の場からの意見報告）

11月中～下旬頃 第3回障害者施策推進協議会（協議の場からの意見報告）

12月 パブリックコメント開始

令和9年

1月 パブリックコメント終了

1月下旬～2月上旬 第4回障害者施策推進協議会（次期神戸市障がい者プラン案の承認）

3月 次期神戸市障がい者プランの策定・公表

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月３１日に告示。
計画期間は令和９年４月～令和１２年３月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上での再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参考）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）【新規】

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

（都道府県）

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

（都道府県）

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- （市町村）
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（都道府県）

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（市町村）

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- （都道府県・市町村）
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

令和８年 月 日

令和８年度 神戸市発達障害児（者）支援地域協議会意見

【会議の概要】

- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができるとされた協議会。
- 地域における発達障害のある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。
- 発達障害児者支援にかかる具体的な課題を抽出し、「神戸市における発達障害児者支援の取り組みについての提言書（令和３年３月）」をまとめた。
- 第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画策定時に、提言書の５つの柱に沿って、課題と目指すべき方向性について本協議会から意見提出を行った。

【次期計画策定に向けての課題と方向性および意見】

- ・次期神戸市障がい者プランの策定に向け、前回の意見提出以降の本市の取り組み状況を検証すると共に、本協議会において出た新たな課題や意見について、テーマごとに３つの視点に整理し纏め、新たに「神戸市障害者施策推進協議会」に提出する。

（提言書５つの柱）

- １ 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- ２ 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり
- ３ 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり
- ４ 人材育成の取り組み
- ５ 発達障害に対する理解の促進



（令和８年度・今回意見 ５つの柱から３つの視点に課題を集約）

- １ 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- ２ 発達障害児者の支援に関する情報集約・発信、理解の促進に関する普及・啓発
- ３ 人材育成の取り組み

1. 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援

課題と方向性	意見および提案
・乳幼児期から成人期まで、ライフステージに沿った多様な支援ニーズに対応する医療・福祉・教育・就労等、制度横断的ネットワークの構築	・世代間や地域間により支援に差が生じないように、各関係支援機関におけるネットワークを構築し、支援会議等を活用した情報共有や事例検討等を通じ、顔の見える関係性を構築する。加えて相互でスーパーバイズを行える関係性を維持し、相互の支援の質の向上を図る取り組みを行う。 ・強度行動障害のある方の地域支援の在り方(地域支援の担い手・居場所、青年期以降の住まい等)について検討が必要
・相談支援(計画相談等)の利用促進とサービスの連携	・相談支援事業所は支援計画作成のみではなく、支援や事業所につながった後も、継続して相談支援を実施すること。
・思春期世代の支援強化	・思春期・青年期世代について、支援の充実(高校生年代 SST 等)を図ること。
・就活～定着支援～離職後のフォローまで継続した支援の実施	・就労後の定着支援等、社会的自立に向けた支援を行うと共に、支援や制度の利活用に向けた正確な理解を促す啓発(ジョブコーチの再支援や地域の支援機関情報等)を継続的に実施すること ・社会的自立を支援する支援者(通級指導教員や各相談支援事業者等)が、就労場面についてもサポートできるよう、支援機関が支援すること
・グレーゾーンの方への支援強化	・未診断やグレーゾーンといわれる方々も利用可能な相談支援機関(相談窓口や居場所支援等)の支援情報をまとめる等、利用対象である旨をわかりやすく明示する。 ・グレーゾーンを含む発達特性のある方が就労等、社会的自立をする上では、周囲の理解と本人による自己理解が重要であることから、発達障害の特性に関する前向きなメッセージを社会に向けて発信すること
・発達の特性に合わせた適切な支援の実施	・新たに始まる5歳児健診も含めた乳幼児健診や、子育てに係る相談の場で、対象児童の状況に応じた相談支援機関や療育機関を案内・紹介するなど適切な支援を実施する必要がある
・各関係機関が把握する情報の相互共有	・ネットワークの構築においては、支援対象者の個人情報の取り扱いに留意を払い、正しく、安全に個人情報を共有できる仕組みづくりを検討する

2. 発達障害児者の支援に関する情報集約・発信、理解の促進に関する普及・啓発

課題と方向性	意見および提案
・医療機関や支援機関等の連携先の明確化 ・地域支援体制強化に向けた関係機関や団体によるネットワーク機能強化と情報共有の在り方 ・社会・市民理解の一層の促進	・療育支援や相談支援等の支援者情報について、細かな更新を意識して分かりやすく纏め、支援対象者が求めるニーズに応じた支援機関情報の提供に努めること ・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスが市内に多く開設されているものの、自立支援協議会等、公的な協議の場に参加する事業所は限られる。地域支援の中核的機関として位置づけられている児童発達支援センター(市内7ヶ所)や行政機関による支援の下、事業所間同士の情報共有、ネットワーク構築づくりを検討する ・「外見からは見えづらい」という発達障害の特性について、社会に正しく理解してもらうための理解促進・普及啓発活動を継続して実施し、社会全体として発達障害の特性に対する気付きと支援の視点を持てるよう、取り組みを進める。 ・特性理解の視点の下、「苦手さを支援し、長所(良さ)を活かす」という前向きな啓発に取り組む。 ・まちづくりに障害福祉の視点を意識して取り入れ、障害のある人の暮らし・住まいの課題に連携した対応を行うこと ・日々更新される医療情報等に関して、正確な情報伝達の体制を整え、家族や当事者の様々な疑問や不安な気持ちに寄り添う体制構築に取り組む。 ・学齢期の体験型学習は差別解消に向けて重要な取り組みなので、中学生のトライやる・ウィーク等の場を活用した障害者を身近に感じる職場体験を進めること

3. 人材育成の取り組み

課題と方向性	意見および提案(案)
・支援機関の質の向上	・児童発達支援事業所への巡回支援を引き続き実施するとともに、ICT技術の活用等、現場と支援側の負担を軽減する合理的方法を検討し、定期的かつ持続的にスーパーバイズを行える仕組み作りを行う。 ・支援機関同士が集まり、事例検討や情報交換できる場を提供し、事業所間でのスキルアップ・連携を図る仕組みを作ること ・学校現場においては、発達障害に関する教育ソフトの有効的な活用のみではなく、教員自身の対応力向上や学習障害支援等の専門性向上、進路指導のノウハウを身に付ける必要がある事を認識し、インクルーシブ教育を一層推進すること。 ・強度行動障害がある方の地域支援の担い手確保に向けた、中核的人材を養成・確保に努めること

・ 支援機関の質の担保	・ 発達障害児者支援に関する事業所の設置が増加する中、各事業所間における支援の質の差が課題となっており、行政主導で事業所間の質の確保・向上に向けた取り組みを行うこと。
・ 家族の不安解消、支援強化のための支援者育成	・ 子育てにおける、家族の不安の共有や孤立感を解消する上で、ピアサポートである「ペアレントメンター」の活動は有効である。行政としてペアレントメンターを計画的に養成し、家族の不安の共有や孤立感防止に向けた取り組みを進めること

本協議会意見(案)に関する各委員からの主なコメント

1. 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

- ・こべっこ発達専門チームの専門性（家族相談、発達二次健診）をさらに高めていくことが重要。
- ・発達の相談だけでなく、家庭環境等こどもの発達を支える環境全体について配慮し、必要に応じ福祉的支援に連携・継続支援すること。
- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所における活動内容の見える化を図ること。
- ・就学相談においては、相談内容や結果に至る過程も含め、どのような対応を行ったかの質的検証も必要。
- ・通級学級では教員側の研修も必要で、一時的な知識ではなく経験を積む事が大事。
- ・自校通級や支援学校だけでなく、臨時採用の教員も専門性の担保が必要。
- ・支援学校では神戸市内企業への就職につながるような訓練があってもいい。
- ・大学生の就職活動からはじめて支援が入る学生に対しては、1 機関だけでは支援が困難なため、関係機関が集まって支援体制を構築した方がいい。
- ・相談支援事業所の質的向上が必要であるため、集約・拠点化も検討すること。
- ・相談支援事業所は就職後も相談者とつながって支援を継続すること。
- ・就職後にジョブコーチが職場に赴いて状況把握の上、助言を行うなど定着支援を充実させること。
- ・発達特性を持つ方の中には、超短時間雇用の取組でうまくいっている事例もあるので、多様な働き方の視点を持った支援を継続して実施すべき。
- ・障害者雇用推進員の取り組みは、オーダーメイド型の就労支援として発達障害の特性のある方の支援には有効であるため、引き続き取り組みを推進してほしい。

2. 発達障害児者の支援に関する情報集約・発信、理解の促進に関する普及・啓発

- ・災害時対策は考え続けなければならない。

3. 人材育成の取り組み

- ・児童発達支援事業所の巡回支援は、期間を空けすぎず、かつ継続的なフォローができる体制が必要ではないか。
- ・児童発達支援センターは、地域支援の中核的機関として地域の支援機関のさらなる質的向上に取り組むこと。
- ・児童発達支援事業所は、区ごとにネットワーク形成する方がいい。各区の自立支援協議会を活用する等、取り組みに工夫がいる。
- ・教員の通級指導教室への異動にあたり専門性や適性を見た上で配置されることが望ましい。
- ・強度行動障害における中核的人材の養成にあたっては、派遣元となる民間施設の職員が、周辺施設支援を行った際の本業補償(人的・費用面)はしっかりと検討すべき。

その他

- ・家出やひきこもり、薬物汚染等の社会問題の背景には、発達障害の特性をもつ子どもたちが巻き込まれている可能性がある事を支援者や関係者はしっかりと認識し、子どもたちがそのような社会的問題に巻き込まれることがないように、守ることのできる体制を構築していくことが大切。